

まちづくりだより

発行／浦安市 都市整備部
まちづくり事務所

平成26年12月18日

■記事 事業竣工記念式典について
換地処分までの経過
今後の取り組み

今年も残すところ僅かとなりました。堀江・猫実 B 地区土地区画整理事業につきましては、事業の収束に向け取り組み8月に換地処分を迎え、事業を無事完了することができました。

地区住民や関係権利者の皆様のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

まちづくりだより第25号では、整備後の地域活動の様子、9月に開催された事業竣工記念式典の様子、また、事業の換地処分までの経過や今後の取り組みなどについてご紹介します。

事業が完了し、まちづくりからまち育てが進んでいます。

区画整理事業が完了し、地区住民の皆様による、新たな取り組みも始められました。

フラワー通り公園では、現在、里親制度を活用し、近隣住民の有志の皆様による花壇づくりが行われています。9月13日（土）には、これまで区画整理事業の整備により中止していました、自治会の盆踊り大会が3年ぶりに盛大に開催されました。

また、堀江つどいの広場、もみじ広場にてイルミネーションが12月8日～25日までの期間で点灯されています。



地域の皆様による花壇づくり



盆踊り大会



堀江つどいの広場のイルミネーション

1. 事業竣工記念式典について

浦安都市計画事業堀江・猫実 B 地区土地区画整理事業が換地処分を迎えたことから、事業の完成を記念し、9月7日（日）に竣工記念式典を開催しました。

第一部として、フラワー通り公園さくら広場にて、案内板除幕式、第二部として場所を中央公民館に移動して審議会委員、評価員への感謝状贈呈式を行いました。

会場には来賓の方々や関係権利者、施行関係者など、大変多くの皆様にご参列いただきました。

①案内板除幕式

あいにくの雨模様となりましたが、皆様と関係者の祈りが通じ、除幕の際は雨もあがり、市長、審議会委員長、堀江2・3丁目、猫実3・4丁目自治会長、及び、B地区内在住のお子様にお手伝いをいただき、世代を超えた微笑ましい除幕式となりました。



■元町案内板について

これまでこの地区の長年の悲願でありました堀江と猫実を南北に結ぶ道路「新中通り」とその周辺の区画整理事業の完成を記念してフラワー通り公園さくら広場内に「元町案内板」を設置しました。

公園側は、浦安の原風景である歌川広重の江戸百景「堀江ねこざね」やこれまでの風情のある街並みや境川周辺の面影など、この街の魅力を紹介しています。

また、区画整理事業の事業概要や経緯等を後世に伝えるものです。

道路側は、この地区に市内・市外から散策に訪れる方も増加していることから、散策道案内図として、元町散策路や訪れる神社仏閣、文化財を紹介しています。



浦安散策道案内図（道路側）



元町の歴史・伝統・風物詩と区画整理事業概要の紹介（公園側）

②感謝状贈呈式

土地区画整理事業では、関係権利者の意見や意向を事業に反映し、換地について公正・中立的立場で、関係権利者を代表して審議会委員として事業着手から審議を重ねていただき、換地計画を取りまとめることができました。

竣工記念式典では、これまでの功績を称え土地区画整理審議会委員及び評価員の皆様に市長より感謝状を贈呈させていただきました。

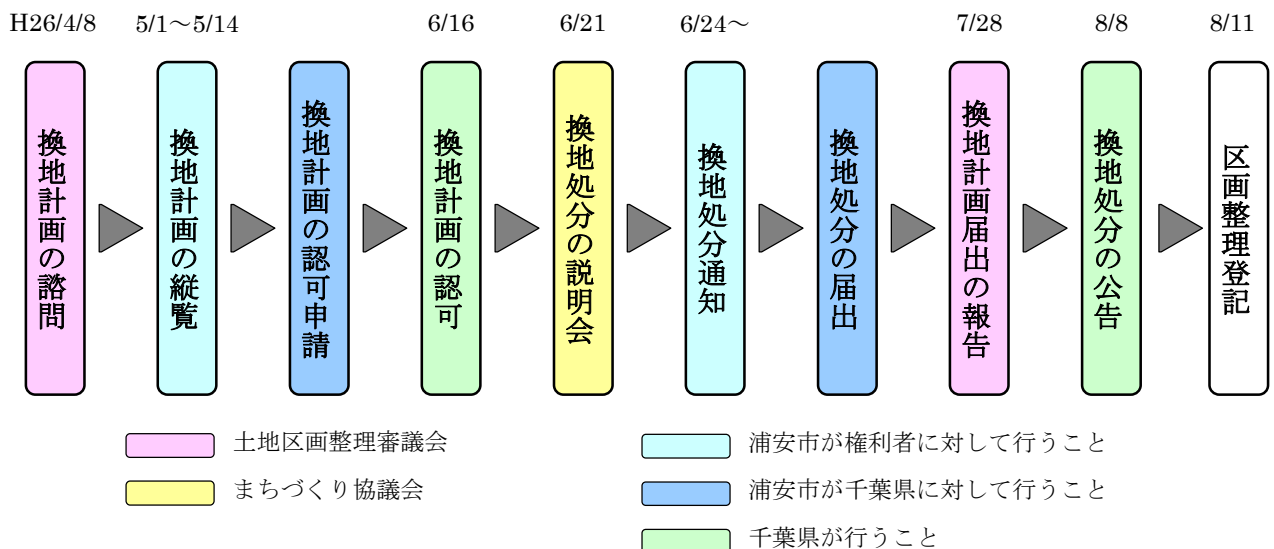


2. 換地処分までの経過

土地区画整理審議会に換地計画の諮問から、下記のとおり、換地計画の認可の手続きを進めてきましたが、6月16日に千葉県より換地計画の認可をいただきました。その後、全ての権利者に換地処分通知の発送を完了させ、8月8日に千葉県により換地処分の公告を行いました。

また、区画整理の登記につきましても、8月11日に登記が完了しています。

■ 換地処分までの流れ



3. 今後の取り組み

○清算金額通知書の送付と清算金の徴収・交付時期について

清算金の徴収・交付の内容につきましては、6月24日に開催しました「まちづくり協議会」の中で「換地処分のしおり」にてご説明させていただきましたが、今後の取り組みといたしましては、平成27年1月中旬から権利者の皆様に清算金額通知書を配布させていただきます。

また、徴収清算金の納付時期及び交付清算金のお支払い時期は、平成27年4月以降を予定しています。

—徴収・交付の対象者—

清算金の徴収・交付の対象者は、堀江・猫実B地区土地区画整理事業の換地処分の公告があった日（8月8日）の権利者及び借地権者となります。

—徴収清算金の納付について—

徴収清算金の納付につきましては、平成27年4月に市が発行する納入通知書で最寄りの指定金融機関にて納付していただきます。

—交付清算金のお支払いについて—

交付清算金は、平成27年4月に清算金交付請求書を配布いたしますので請求書に振込先の口座を指定していただき、その口座に市が清算金の振り込みをいたします。

※清算金交付請求書は「まちづくり事務所」に提出していただきます。

—交付清算金の課税控除について—

交付清算金は、課税控除の対象となりますので1月中旬に『公共事業用資産の買取り等の証明書』を発行いたします。

○次期整備地区としてA地区の取り組み

これまで、堀江・猫実B地区土地区画整理事業では、堀江「5番通り」から猫実「みなと線」までの340mの区間について、新中通りの整備を進めてきましたが、事業が完成し、事業の整備効果についても取りまとめてきました。

多くの市民の方々に評価をいただき、次期整備地区の期待が高まっています。

- 今後の取り組みとしてA地区の「みなと線」から「やなぎ通り」の220m区間につきましても、B地区と同様に防災面や住環境、また交通機能の改善の必要性などの課題を抱えていることから、新中通りの整備や地区の実情に応じた整備の検討について引き続き取り組んでまいりたいと考えています。
- 事業を実施するには、関係権利者のご理解とご協力が不可欠です。今後、沿線住民の方々の意向をしっかりと確認し、ご意見をいただきながら取り組んでいきますので、引き続きご理解とご協力をお願いします。

事業に関するお問い合わせや相談は・・・
浦安市 都市整備部 まちづくり事務所
猫実3-25-10 TEL047-382-3721
Email : machi@city.urayasu.lg.jp